

第五十七回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第三号

昭和四十二年十二月十九日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 伊能繁次郎君 理事 上村千一郎君

理事 浦野 幸男君 理事 塚田 徹君

理事 八田 貞義君 理事 大出 俊君

理事 山内 広君 理事 受田 新吉君

桂木 鉄夫君 佐々木秀世君

塩谷 一夫君 菅波 茂君

塚原 俊郎君 橋口 隆君

藤尾 正行君 藤波 孝生君

山口シヅエ君 稻村 隆一君

木原 実君 武部 文君

橋崎弥之助君 浜田 光人君

山本弥之助君 米内山義一郎君

吉田 之久君 伊藤惣助丸君

鈴切 康雄君

出席國務大臣

國務大臣(總理府總務長) 田中 龍夫君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局 尾崎 朝夷君

給与局長 栗山 廉平君

總理府人事局長 三原 朝雄君

防衛政務次官 防衛庁人事局長 麻生 茂君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

十二月十九日

委員赤城宗徳君、内海英男君、關谷勝利君及び

福永健司君辭任につき、その補欠として山口シ

ヅエ君、菅波茂君、佐々木秀世君及び塚原俊郎

君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木秀世君、菅波茂君、塚原俊郎君及び

山口シヅエ君辭任につき、その補欠として關谷

勝利君、内海英男君、福永健司君及び赤城宗徳

君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十八日

退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願外

四件(有田喜一君紹介)(第四五九号)

同外三件(浦野幸男君紹介)(第四六〇号)

同外十四件(小笠公昭君紹介)(第四六一号)

同(大石武一君紹介)(第四六二号)

同(上林山榮吉君紹介)(第四六三三三)

同(鯨岡兵輔君紹介)(第四六四号)

同外六件(渡海元三郎君紹介)(第四六五号)

同(野原正勝君紹介)(第四六六号)

同(福家俊一君紹介)(第四六七号)

同(松澤雄藏君紹介)(第四六八号)

同(毛利松平君紹介)(第四六九号)

同外一件(早稻田柳右エ門君紹介)(第四七〇号)

同外三件(白井莊一君紹介)(第五一八号)

同(小川半次君紹介)(第五一九号)

同(細田吉藏君紹介)(第五二〇号)

同(湊徹郎君紹介)(第五二二一)

同(内田常雄君紹介)(第五二六八号)

同(小川平二君紹介)(第五二六九号)

同(坂村吉正君紹介)(第五二七〇号)

同(塩川正十郎君紹介)(第五二七一)

同(田村元君紹介)(第五二七二)

同(竹内繁一君紹介)(第五二七三)

同(中馬辰猪君紹介)(第五二七四)

同(南條徳男君紹介)(第五二七五)

同(堀川恭平君紹介)(第五二七六)

同(増田甲七君紹介)(第六七七号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第六七八号)

恩給の不均衡是正に関する請願外二件(荒木萬

壽夫君紹介)(第四七一七)

同外六件(大石武一君紹介)(第四七二二)

同外四件(大野市郎君紹介)(第四七三三)

同(金子岩三君紹介)(第四七四四)

同(北澤直吉君紹介)(第四七五五)

同(久保田藤磨君紹介)(第四七六六)

同外一件(草野一郎平君紹介)(第四七七七)

同外九件(二階堂進君紹介)(第四七八八)

同外一件(西岡武夫君紹介)(第四七九九)

同(野原正勝君紹介)(第四八〇〇)

同外二件(古屋亨君紹介)(第四八一)

同外三十二件(増岡博之君紹介)(第四八二二)

同外十四件(松澤雄藏君紹介)(第四八三三)

同外二件(毛利松平君紹介)(第四八四四)

同(森下國雄君紹介)(第四八五五)

同外十六件(山崎巖君紹介)(第四八六六)

同外一件(愛知揆一君紹介)(第五二二二)

同外一件(倉成正君紹介)(第五二三三)

同外二件(櫻内義雄君紹介)(第五二四四)

同外一件(進藤一馬君紹介)(第五二五五)

同外三件(塚田徹郎君紹介)(第五二六六)

同(細田吉藏君紹介)(第五二七七)

同(森田重次郎君紹介)(第五二七八)

同外一件(愛知揆一君紹介)(第五二八九)

同外六件(荒松清十郎君紹介)(第五三〇〇)

同(池田清志君紹介)(第五三〇一)

同外十件(内田常雄君紹介)(第五三〇二)

同外二十件(小川平二君紹介)(第五三〇三)

同(小沢佐重喜君紹介)(第五三〇四)

同外二件(大竹太郎君紹介)(第五三〇五)

同外一件(大橋武夫君紹介)(第五三〇六)

同外五件(鍛冶良作君紹介)(第五三〇七)

同(金子一平君紹介)(第六八八号)

同(正力松太郎君紹介)(第六八九号)

同外四件(砂原格君紹介)(第六九〇号)

同(關谷勝利君紹介)(第六九一)

同外二件(田澤吉郎君紹介)(第六九二)

同外三件(田村元君紹介)(第六九三)

同外六件(竹内繁一君紹介)(第六九四)

同外二件(竹下登君紹介)(第六九五)

同(谷垣專一君紹介)(第六九六)

同(中馬辰猪君紹介)(第六九七)

同(内藤隆君紹介)(第六九八)

同外五件(中山榮一君紹介)(第六九九)

同外一件(野田武夫君紹介)(第七〇〇)

同外一件(羽田武副郎君紹介)(第七〇一)

同外三十三件(橋本龍太郎君紹介)(第七〇二)

同外二十件(福永健司君紹介)(第七〇三)

同外一件(堀川恭平君紹介)(第七〇四)

同外一件(増田甲子七君紹介)(第七〇五)

同外十二件(三ツ林弥太郎君紹介)(第七〇六)

同(武藤嘉文君紹介)(第七〇七)

同外三件(山手満男君紹介)(第七〇八)

久留米市の旧歩兵第四十八連隊本部建物の保存

に関する請願(金子岩三君紹介)(第七〇九)

旧軍人恩給に関する請願外十四件(久保田円次

君紹介)(第七一〇)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関

する請願外二件(毛利松平君紹介)(第七一一)

戦没者遺族の公務扶助料増額に関する請願(池

田清志君紹介)(第七一二)

旧軍人恩給外地抑留期間の加算に関する請願

(有田喜一君紹介)(第七一三)

国家公務員の給与引上げ等に関する請願(川上

貫一君紹介)(第七一四)

同(田代文八君紹介)(第七一五)

同(谷口善太郎君紹介)(第七一六)

は一步前進と称して八月より実施する案になつて
おりますけれども、しかし、わずかに一カ月を
前進と称して、ひそかに政府自身御満足の意思表
示をされるような形でこれが通過されるとするな
らば、先ほど申し上げました基本的な原則が打破
されることになるのでございまして、あくまでも
五月実施という実施時期については厳重にこれ
を守るべきである。

また、一般職のみならず、防衛庁職員及び特別
職の職員の給与改正案におきましても、同様の実
施期の問題において私たちは八月ということとは納
得できません。

私はもう一つ、この一般職の職員の給与改善に
つきましては、しばしば指摘してあるような生活
の実態を十分把握する意味におきまして、住宅対
策により強大に実施されなければならないと政府
に強く要望をしておりました。多少の苦心を加
えて住宅政策をお示しになりましたけれども、かつ
て人事院の報告書の中にも要望が書いてあったよ
うに、少なくとも生活の実態は衣食住を公務員と
しての最低を守るという立場で御措置あるべきで
あったと思います。

あわせて、防衛庁職員の給与法改正につきまし
ては、これまた参事官等の特別の俸給表が用いら
れて、一般職と著しく形を変えた提案が引き続き
されておること、こういう防衛庁職員の特異性を
特に指摘されておるのでありますけれども、国民
に愛される自衛隊をつくらうという立場からは、
当然考慮すべき問題が解決されていらない。

さらにまた、特別職の職員の給与法の中には著
しく高額の思い切った待遇改善がされている部門
を各所に見受けるのであります。人間としての高
い尊重觀念から、上下の格差をできるだけ圧縮し
て、そしてその間に相互の融和をはかり、公務員
生活を営みしめるために、上をことさらに高く引
き上げ、下を押えるというあり方が依然として特
別職にもこれを見ることができ、給与法三法を
通じてこの点はひとしく認めざるを得ないのでご
ざいます。こういうところに十分検討をされ

るべきものがなお法案としては出ていない。あく
までも政府自身において人事院勧告を完全実施す
るというたてまえ、同時に上下の格差の是正、及
び公務員としての衣食住全般にわたる潤いある生
活の保障等、十分考慮されるべきものが欠けてお
る点において遺憾しく存じます。

いま一つ、法案の出し方として、この一般職の
給与法の改正案に、地方自治法の改正等を全くこ
そどろ的に提案をされているという点がある。こ
れはそれぞれの委員会においてそれぞれの委員会
の特殊性を尊重しながら十分これを審議する機会
を与えていないということになるのであつて、か
かる附則として雑多な法案提出の形式をとるよ
うなあり方は今後十分改めるべきである。この点
特に指摘いたしました。修正案に賛成及び原案に
反対の討論を終わります。(拍手)

○三池委員長 伊藤惣助九君。
○伊藤(惣)委員 私は公明党を代表して、ただい
ま議題となつております内閣提出三法律案の原案
に反対、修正案に賛成の討論を行ないます。

内閣提出の三法律案は、人事院勧告の趣旨を必
ずしも尊重しておらず、公務員の生活の実態に照
らして、五月一日実施が適当と認められるので、
わが党は政府案に反対し、修正案に賛成するもの
であります。

以上であります。(拍手)
○三池委員長 これにて討論は終局いたしましたし
引き続き採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一
部を改正する法律案並びに同案に対する修正案に
ついて採決いたします。

まず、山内広君外二名提出の修正案について採
決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立少数。よつて、本修正案は否
決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一
部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法
律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○三池委員長 この際、一般職の職員の給与に関
する法律等の一部を改正する法律案について、
伊能繁次郎君外三名より、附帯決議を付すべしと
の動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。伊能繁次郎君。

○伊能委員 ただいま議題となりました自民、社
会、民社、公明四党共同提案にかかる附帯決議案
につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御
説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の
一部を改正する法律案に対する附帯決
議(案)

調整手当の支給地の決定に際しては、法改正
の趣旨にかんがみ、現在の暫定手当支給地区分
を十分考慮の上、差し当り現状を変更せざるよ
う配慮すべきである。

右決議する。

御承知のように、今回新設される調整手当は、
民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地
域で、人事院規則で定める地域に在勤する職員に
支給されるという点では、人事院勧告の都市手当

と同じようなものであります。しかし、この
手当にはいろいろ問題があるというところか
ら、附則に「調整手当についての人事院の措置」
という一項を設けまして、本法施行の日から三年
以内、この手当について必要と認められる措置
を国会及び内閣に同時に勧告することを目途とし
て、人事院に調査研究させることになつておるの
であります。

そこで、この手当についての支給地域区分であ
りますが、現段階では、人事院規則の案の内容も
よくわかりませんし、したがって、個々の地域に
わたつてどういふ具体的な尺度でその格つ
けをするのか審議をするわけにもまいりません。
そこで、この際は、現在の四級地、三級地の暫定
手当支給地域区分が今日まで十数年間引き続いて
きているという現状を十分考慮していただいて、
規則制定の際混乱が生じないように、さしあたつ
てはこの序列を変更しないよう配慮していただ
く、こういう趣旨のものでございます。

よろしく御賛成をお願いいたします。

○三池委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よつて、本動議は可決
いたしました。

この際、田中務大臣から発言を求められてお
ります。これを許します。田中務大臣。

○田中務大臣 ただいまの附帯決議につきまし
ては、御趣旨に沿ひまして、暫定手当の地域区
分、これを十分に尊重いたします。よろしく、人事
院とも連絡をいたしたい、かように存じておる次
第でございます。

○三池委員長 なお、ただいま議決いたしました
三案に関する委員会報告書の作成につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、これ
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次回は、来たる二十二日午前十時
理事会、十時三十分委員会を開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時八分散会

昭和四十三年一月五日印刷

昭和四十三年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局